

市町村議会で議決した意見書等（令和4年6月分）

令和4年7月20日現在

No.	市町村名	件名	議決年月日	頁
1	宮古市	2023年度政府予算において「ゆたかな学びを実現する教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」を求める意見書	R4.6.23	1
2	宮古市	令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書	R4.6.23	2

市町村議会名	意見書の内容
宮古市	<p>【議決年月日】令和4年6月23日</p> <p>【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣</p> <p>【件名】2023年度政府予算において「ゆたかな学びを実現する教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」を求める意見書</p> <p>(趣旨)</p> <p>2023年度政府予算において、ゆたかな学びを実現する教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げを強く求める。</p> <p>(理由)</p> <p>2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられた。今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要である。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。</p> <p>岩手県内では、学級編成基準に基づいた定数内配置や育児休暇・病休者などの代替措置などが未充足であるなど、慢性的な教員不足により教材研究や授業準備に支障をきたしている。また、いじめ、不登校や別室登校、貧困、複雑な家庭環境など問題が多様化・細分化し、より細やかな指導が必要とされている。これらの問題に対応するため多くの学校が別室を設置しているが、その分の人員は配置されていない状況にある。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策にともなう新たな業務も教職員の多忙化に拍車をかけている。</p> <p>ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。</p> <p>一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。</p> <p>については、2023年度政府予算編成において、下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき意見書を提出する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。 3 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。 4 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。 <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p>

市町村議会名	意見書の内容
宮古市	<p>【議決年月日】令和4年6月23日</p> <p>【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣</p> <p>【件名】令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書</p> <p>今般、国から令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しが示されております。特にも、交付対象水田の扱いの大きな見直しについては、生産現場では農地の集積・集約に取り組みながら、産地づくりに取り組んできた中で、交付対象から除外される農地が出ることにより、農地の維持が困難となり耕作放棄地の増加につながること等懸念の声が上がっております。</p> <p>また、多年生作物に対する戦略作物助成の単価の見直しについては、現在、海外からの輸入乾牧草も高騰している状態が続いている中で、令和4年度からの運用はあまりに急であり、現場に混乱を来たしております。</p> <p>つきましては、生産者が意欲をもって作付し、将来にわたって安定的な営農・農地の維持が展望できるよう、現場の課題を十分に検証したうえで制度設計がなされるよう、下記のとおり要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 今回の見直しにより、交付金の対象水田から除外されることにより、農地維持や農業水利施設の管理が困難になり、耕作放棄地の増加や離農者の増加等が懸念されることから、運用にあたっては、丁寧な説明を行うとともに、生産現場の実態や課題を十分に踏まえて進めること。 2 農地及び集落の維持のため、交付対象水田を畑地化した場合であっても、土地利用型の営農形態でも生産者の所得が減少せず意欲をもって生産活動に取り組めるよう、新たな支援措置を速やかに講ずること。 3 多年生作物（牧草）の扱いについては、畜産農家は自給飼料確保のために水田を賃借している。今回のような唐突な見直しにより交付金が削減された場合、賃借料の負担が大きくなり、賃貸借契約の継続にも影響を及ぼすことから、営農計画等を十分に検討する期間を設けること。 <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p>